

川崎市システム評価実施要綱

平成19年3月30日

川総シ企第1351号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第6条第2号ないし第3号に規定する情報統括監理者の事務について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条に定める事務の名称は、「システム評価」とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるところによる。

(情報統括監理者の実施項目)

第4条 システム評価に係る情報統括監理者の実施項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) システム評価に係る調査及び研究に関すること。

(2) システム評価の実施に関すること。

(3) システム評価の結果に基づく情報化施策の改善に係る調整に関するこ
と。

(4) その他情報統括監理者がシステム評価の実施に必要と認める事項

(各局の長の責務)

第5条 システム評価に係る各局の長の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) システム評価の実施に係る局内等の調整に関すること。

(2) システム評価に必要な資料及び情報の提供に関すること。

(3) システム評価の結果に基づく局内における改善に関すること。

(システム評価への協力)

第6条 情報統括監理者と各局の長は、システム評価の実施に当たり、相互に緊密な連携を保ち、システム評価が適正かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2 各局の長は、情報システムの企画及び開発その他の情報化施策を実施するときは、あらかじめ日程に、システム評価の実施に必要な期間を設けるものとする。

3 情報統括監理者は、システム評価の実施に必要と認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員に協力を求めることができる。

(システム評価実施計画)

第7条 情報統括監理者は、毎年度、システム評価の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した計画を作成し、当該計画に係る情報化施策を所掌する各局の長（以下「所管局長」という。）に通知するものとする。

(1) 実施対象とする情報化施策の名称及び内容

(2) 所管局

(3) 実施日程

(4) 実施方法

(5) その他必要な事項

2 情報統括監理者は、前項に掲げる計画の作成に当たり、具体的な実施日程、実施方法等について、事前に所管局長と協議するものとする。

(評価の通知)

第8条 情報統括監理者は、提供された資料及び情報に基づき、システム評価を行い、その結果を所管局長に通知するものとする。ただし、情報システム開発に係る進行管理など、その目的からこれによりがたい場合は、この限りでない。

(情報化施策の改善)

第9条 前条の通知において、改善が必要とされた情報化施策について、所管局長は、改善策を検討し、情報統括監理者の承認を得た後、当該改善策に基づき必要な措置を講じなければならない。

(改善結果の報告)

第10条 情報統括監理者は、前条に規定する改善策の実施状況について、所管局長に報告を求めることができる。

2 所管局長は、改善策の実施後、速やかにその結果について情報統括監理者に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(川崎市システム評価実施要綱の廃止)

2 川崎市システム評価実施要綱（平成15年3月25日川総シ企第280号）は廃止する。